15　この省令の施行の際第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

16　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

17　施行日前に第四条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第二項第一号ホ又はチに該当することにより建設雇用改善助成金の支給を受けることができることとなった中小建設事業主に対する建設雇用改善助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

別表第一の二十二の部木型科の項中「一一五〇」を「一一七〇」に改め、同部木工科の項中「一一五〇」を「一一七〇」に、「一一一〇」を「一一一〇」に改め、同部工業包装科の項中「一一五〇」を「一一七〇」に改め、同表の三十一の部とび科の項中「く体施工」を「躯体施工」に改め、同表の三十四の部左官・タイル施工科の項中

「①　建築生産概論
②　建築構造
③　建築設備
④　建築製図
⑤　建築仕上法
⑥　安全衛生関係法規
⑦
」

を

「①　建築生産概論
②　建築構造
③　建築設備
④　建築製図
⑤　建築仕上法
⑥　安全衛生関係法規
⑦
⑧
」

に改め、同表の三十五の部冷凍空調設備科の項中「一一〇〇」を「一一一〇」に改め、同部配管科の項中「給排水設備」を「給排水衛生設備」に、「一一〇〇」を「一一一〇」に改め、同表の三十六の部さく井科の項中「建築生産概論」を「建設工学概論」に改め、同表の三十七の部ビル管理科の項中「給排水・衛生設備」を「給排水衛生設備」に改め、部築炉科の項、ブロック施工科の項及び熱絶縁施工科の項中「①から⑥まで」を「①から⑧まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

第二条　この省令の施行の際現に木型科、木工科、工業包装科、とび科、左官・タイル施工科、築炉科、ブロック施工科、熱絶縁施工科、冷凍空調設備科、配管科、さく井科又はビル管理科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる木型科、木工科、工業包装科、とび科、左官・タイル施工科、築炉科、ブロック施工科、熱絶縁施工科、冷凍空調設備科、配管科、さく井科又はビル管理科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第二に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に木型科、木工科、工業包装科、とび科、左官・タイル施工科、築炉科、ブロック施工科、熱絶縁施工科、冷凍空調設備科、配管科、さく井科又はビル管理科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第二十五号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第十七条の規定に基づき、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和二十六年農林省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の（海岸の場合）の（第1表）を次のように改める。

（第1表）

平成　　年海岸災害復旧事業一部成功表

都道府県（又は市町村）工事

工事番号	海岸名	郡市町村字名	決定			しゅん功			差引		工事の施行期間	摘要
			工種	工事費	うち未成	工種	工事費	うち未成	増	減		
合　計												

備考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災害別に作成すること。

2　令第7条第1項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を摘要欄に記載すること。

3　法第2条第2項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゅん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。

4　令第3条第2項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功表の決定の欄のうち未成の欄に未成工事費を記入し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

別記第五号様式の（海岸の場合）の（第2表）を次のように改める。

（第2表）

平成　　年海岸災害復旧事業全部成功表

工事番号	海岸名	郡市町村字名	施行年度	決定			しゅん功			差引		摘要
				工種	工事費	うち未成	工種	工事費	うち未成	増	減	
			平成　年度									
			平成　年度									
			小　計									